別表第一号の二　無線局(パーソナル無線及びアマチュア局を除く。)の免許申請書及び無線局(陸上移動局、携帯局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、簡易無線局及び構内無線局を除く。)の再免許申請書の様式(第3条及び第18条関係)

免　許
無線局　　申請書　(注1)
再免許

年　　月　　日

総務大臣　殿　(注2)
申　請　者　(注3)
住　所
氏　名　　印
代表者氏名

	収入印紙ちよう付欄	

下記の無線局を開設したいので、電波法第6条の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

①無線局の種別及び局数	②識別信号	③免許の番号	④免許の年月日	⑤備　考(注4)

申請に関する連絡責任者(注8)
住　　所
所　　属
氏　　名
電話番号
電子メールアドレス

注1　免許又は再免許のいずれかの不要の文字を抹消(まつ)すること。
2　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の免許の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)にあてること。
3　申請者の欄の記載は、次によること。
(1)　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
(2)　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
(3)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当

該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

4　収入印紙については、次によること。

(1)　複数の無線局を申請する場合は、「①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。

（記載例）　10W1局×9,000円
　　1W6局×4,000円
　　合計33,000円

(2)　第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

(3)　該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

5　①の欄から④の欄までの記載は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項及び第2項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては基幹放送の種類を付記すること。

(2)　②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。ただし、免許の申請の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

(3)　③の欄及び④の欄は、再免許の申請に限り、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

6　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の免許を申請する場合は、⑤の欄に認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

7　免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

8　申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には記載を要しない。

9　用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。